線部 分は改正 部 分

改 正 案

、人体頭部に おける比吸収率の許容値

第十四条の二 ばならない。ただし、 下同じ。)を毎キログラム当たり二ワット以下とするものでなけれ ル よつて任意の生体組織一○グラムが任意の六分間に吸収したエネ れ \mathcal{O} 響の放送を含む。以下この項において同じ。)のもの及び電話とそ 通 動 該陸上移動局との間で無線通信(陸上移動中継局又は陸上移動局の セスシステム(電気通信業務を行うことを目的として、二、五四五 ンマルサットGSPS型に限る。) の無線設備(伝送情報が電話 MHz 局 -継によるものを含む。)を行うものをいう。 ギーを一○グラムで除し、さらに六分で除して得た値をいう。 . る電波の人体頭部における比吸収率 (電磁界にさらされたことに 他の情報の組合せのものに限る。) は、 信を行う携帯移動地球局及びインマルサット携帯移動地球局 タ伝送のために開設された陸上移動局と通信を行う基地局と当 を超え二、六二五 非 静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星 携帯無線通信を行う陸上移動局、 次に掲げる無線設備についてはこの限りでな lll 以下の周波数の電波を使用し、 当該無線設備から発射さ 以下同じ。)の陸上移 広帯域移動無線アク 主としてデ (音 7 以

> 、人体頭部に おける比吸収率の許容値

現

行

第十四条の二 他の情報の組合せのものに限る。)は、当該無線設備から発射され 衛星通信を行う携帯移動地球局の無線設備 中継によるものを含む。)を行うものをいう。 ならない。ただし、次に掲げる無線設備についてはこの限りでない。 同じ。)を毎キログラム当たり二ワット以下とするものでなければ ギーを一○グラムで除し、さらに六分で除して得た値をいう。以下 る電波の人体頭部における比吸収率 の放送を含む。以下この項において同じ。)のもの及び電話とその 該陸上移動局との間で無線通信 つて任意の生体組織一○グラムが任意の六分間に吸収したエネル セスシステム(電気通信業務を行うことを目的として、二、五四五 ${\rm M\!Hz}$ タ伝送のために開設された陸上移動局と通信を行う基地局と当 局及び非静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動 を超え二、六二五 携帯無線通信を行う陸上移動局、 LLL 以下の周波数の電波を使用し、主としてデ (陸上移動中継局又は陸上移動局の (電磁界にさらされたことによ (伝送情報が電話 以下同じ。)の陸上移 広帯域移動無線アク (音響

動

2 (略)

略

略

(略)

2

第二節・第三節 (略)

第三章 受信設備

(副次的に発する電波等の限度)

第二十四条 が四ナノワット以下でなければならない。 等しい疑似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力 線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電気的常数の 法第二十九条に規定する副次的に発する電波が他の無

28 インマルサット 携带移動地 球局のインマ ルサットGSPS型の

受信装置については、 第一項の規定にかかわらず、 総務大臣が別に

告示する値とする。

第二十五条~第四十九条の二十三 (略)

(インマルサット携帯移動地球局の無線設備)

第四十九条の二十四 ット

に型の
無線設備は、
次に掲げる
条件に
適合するものでなければ インマルサット携帯移動地球局のインマルサ

(略) ならない。

2 7 (略)

8 インマルサット 携帯移動地球局のインマルサットGSPS型の

無線設備は 次の各号の条件に適合するものでなければならない。

送信装置の条件

変調方式は、 GMSK方式であること。

口 送信速度は 次のいずれかの値であること。

> 一節・第三節 (略)

第三章 受信設備

(副次的に発する電波等の限度)

第二十四条 が四ナノワット以下でなければならない。 等しい疑似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力 線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電気的常数の 法第二十九条に規定する副次的に発する電波が他の無

第二十五条~第四十九条の二十三 (略)

(インマルサット携帯移動地球局の無線設備)

第四十九条の二十四 ならない。 ットC型の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければ インマルサット携帯移動地球局のインマルサ

〈 匹 (略)

毎秒一六、九○○ビット、毎秒六七、七○八ビット

二受信装置の条件

空中線系の絶対利得と受信装置の等価雑音温度との比は、(一

二四デシベル以上であること。

三 空中線の条件

送信又は受信する電波の偏波は、右旋円偏波であること。

四 前三号に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条

件に適合すること。

(略)

別表第一号 (第5条関係)

周波数の許容偏差の表 (略)

注1~31 (器)

32 インマルサット船舶地球局及びインマルサット携帯移動地球局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

 $(1)\sim(5)$ (器)

(6) インマルサットGSPS型の無線設備 0.1(10⁻⁶)

33~52 (累)

別表第二号(第6条関係)

第1~第4 (略)

第5 インマルサット船舶地球局及びインマルサット携帯移動地球局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおり指定する。この指定

略)

别表第一号(第5条関係)

周波数の許容偏差の表 (略)

注1~31 (略)

32 インマルサット船舶地球局及びインマルサット携帯移動地球局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

 $(1) \sim (5)$ (器)

33~52 (累)

別表第二号(第6条関係)

第1~第4 (略)

第5 インマルサット船舶地球局及びインマルサット携帯移動地球局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおり指定する。この指定

をする場合には、電波の型式に冠して表示する。

- 8 インマルサットGSPS型の無線設備
- (1) 変調信号の送信速度が毎秒 16,900 ビットのもの 19

(2)変調信号の送信速度が毎秒 67,708 ビットのもの

63

第6~61 (略)

別表第三号 (第7条関係)

 $1 \sim 35$ (略)

- 36 インマルサット携帯移動地球局の送信設備のスプリアス発 射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとお りとする。
- $(1) \sim (6)$ (略)
- インマルサット携帯移動地球局のインマルサットGSP

S型の送信設備

不要発射(高調波発射を除く。)の等価等方輻射電力の

強度の許容値は、次のとおりとする。

周波数带	不要発射の強度の許容値
9kHz以上50MHz未満	任意の10kHz 幅において (-)
	<u>64dBW</u>
50MHz 以上 500MHz 未	任意の100kHz 幅において (-)
満	64dBW

 $1 \sim 7$ をする場合には、 電波の型式に冠して表示する。

第6~61 (累)

別表第三号 (第7条関係)

 $1 \sim 35$ (略)

36 インマルサット携帯移動地球局の送信設備のスプリアス発 射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとお りとする。

(1)~(6) (器)

1, 626. 5MHz 以上 1, 66 0. 5MHz 未満		4. 5MHz 未満 1, 624. 5MHz 以上 1, 62 6. 5MHz 未満	1,616.5MHz 以上1,62 1.5MHz 未満 1,621.5MHz 以上1,62	1,596.5MHz 以上1,60 6.5MHz 未満 1,606.5MHz 以上1,61 6.5MHz 未満	500MHz 以上1,000MHz 未満 1000MHz 以上1,596.5 MHz 未満
搬送波の基本周波数からの離 調周波数が 450kHz 未満の場合 は任意の 7.5kHz 幅において、 搬送波の基本周波数からの離	は任意の7.5kHz幅において、 搬送波の基本周波数からの離 調周波数が450kHz以上の場合 は任意の25kHz幅において(一) 58dBW	58dBW 搬送波の基本周波数からの離 調周波数が 450kHz 未満の場合	任意の100kHz 幅において (-) 58dBW 任意の30kHz 幅において (-)	任意の1Mlz幅において (-) 5 8dBW 任意の300kHz幅において (-) 58dBW	3 MHz 幅において (一) 3 MHz 幅において (一)

は任意の 25kHz 幅において(-)54dBW1,660.5MHz 以上 1,66搬送波の基本周波数からの離2.5MHz 未満機送波の基本周波数が 450kHz 未満の場合2.5MHz 未満機送波の基本周波数が 450kHz 未満の場合1,662.5MHz 以上 1,66住意の 30kHz 幅において(-)5.5MHz 以上 1,66住意の 30kHz 幅において(-)1,665.5MHz 以上 1,67住意の 300kHz 幅において(-)0.5MHz 未満58dBW1,670.5MHz 以上 1,68住意の 300kHz 幅において(-)0.5MHz 未満58dBW1,690.5MHz 以上 1,69住意の 1 MHz 幅において(-) 56の 5MHz 未満58dBW1,690.5MHz 未満4度の 3 MHz 幅において(-) 556Hz 未満4度の 3 MHz 幅において(-) 558dBW		調周波数が 450kHz 以上の場合
660. 5MHz 以上 1, 66 搬送波の基本周波数からの離 調周波数が 450kHz 未満の場合 は任意の 7. 5kHz 幅において、 搬送波の基本周波数からの離 調周波数が 450kHz 以上の場合 は住意の 7. 5kHz 幅において、 搬送波の基本周波数からの離 58dBW 662. 5MHz 以上 1, 66 住意の 25kHz 幅において (一) 58dBW 665. 5MHz 以上 1, 67 住意の 300kHz 幅において (一) 58dBW 670. 5MHz 以上 1, 67 住意の 300kHz 幅において (一) 58dBW 680. 5MHz 以上 1, 68 住意の 300kHz 幅において (一) 58dBW 680. 5MHz 以上 1, 69 住意の 300kHz 幅において (一) 58dBW 680. 5MHz 以上 1, 69 住意の 3 MHz 幅において (一) 8dBW 680. 5MHz 以上 12. 7 住意の 3 MHz 幅において (一) 8dBW		<u>は任意の 25kHz 幅において(ー)</u>
660. 5MHz 以上 1,66搬送波の基本周波数からの離 調周波数が 450kHz 未満の場合 は任意の 7. 5kHz 幅において、 搬送波の基本周波数からの離 機送波の基本周波数からの離 は任意の 25kHz 幅において(一) 58dBW662. 5MHz 以上 1,66任意の 30kHz 幅において (一) 58dBW665. 5MHz 以上 1,67任意の 300kHz 幅において (一) 58dBW670. 5MHz 以上 1,67任意の 300kHz 幅において (一) 58dBW5MHz 未満58dBW680. 5MHz 以上 1,69任意の 3 MHz 幅において (一) 58dBW5MHz 未満58dBW690. 5MHz 以上 1,69任意の 3 MHz 幅において (一) 8dBW5MHz 未満8dBW		54dBW
5MHz 未満調周波数が 450kHz 未満の場合 は任意の7.5kHz 幅において、 搬送波の基本周波数からの離 問周波数が 450kHz 以上の場合 は任意の 25kHz 幅において(一 1な任意の 25kHz 幅において(一 1を基め 25kHz 幅において(一 1を基め 25kHz 幅において(一 1を基め 25kHz 幅において(一 1を基め 25kHz 幅において(一 	5MHz 以上 1,	搬送波の基本周波数からの離
は任意の7.5kHz幅において、 機送波の基本周波数からの離 調周波数が 450kHz 以上の場合 は任意の 25kHz 幅において(-) 58dBW 58dBW 58dBW 665.5MHz 以上 1,66 任意の 30kHz 幅において(-) 58dBW 670.5MHz 以上 1,68 任意の 300kHz 幅において(-) 58dBW 680.5MHz 以上 1,68 任意の 300kHz 幅において(-) 58dBW 690.5MHz 以上 1,69 任意の 3 MHz 幅において(-) 8dBW 8dB		調周波数が 450kHz 未満の場合
 搬送波の基本周波数からの離 調周波数が 450kHz 以上の場合 は任意の 25kHz 幅において(一 58dBW 662. 5MHz 以上 1,66 住意の 30kHz 幅において(一) 5MHz 未満 665. 5MHz 以上 1,67 任意の 100kHz 幅において(一) 5MHz 未満 670. 5MHz 以上 1,68 任意の 300kHz 幅において(一) 58dBW 680. 5MHz 以上 1,69 任意の 1 MHz 幅において(一) 58Hz 未満 690. 5MHz 以上 12. 7 任意の 3 MHz 幅において(一) 8dBW 690. 5MHz 以上 12. 7 任意の 3 MHz 幅において(一) 8dBW 		は任意の7.5kHz 幅において、
調周波数が 450kHz 以上の場合 は任意の 25kHz 幅において(一		搬送波の基本周波数からの離
は任意の 25kHz 幅において(-) 58dBW 690.5MHz 以上 1,69 任意の 1 MHz 幅において (-) 690.5MHz 以上 1.69 任意の 3 MHz 幅において (-) 690.5MHz 以上 1.7 任意の 3 MHz 幅において (-) 690.5MHz 以上 1.2.7 任意の 3 MHz 幅において (-) 690.5MHz Mz		調周波数が 450kHz 以上の場合
662. 5MHz 以上 1,66任意の 30kHz 幅において (ー)5MHz 未満58dBW665. 5MHz 以上 1,67任意の 100kHz 幅において (ー)5MHz 未満58dBW670. 5MHz 以上 1,68任意の 300kHz 幅において (ー)5MHz 未満58dBW680. 5MHz 以上 1,69任意の 1 MHz 幅において (ー)5MHz 未満8dBW690. 5MHz 以上 12. 7任意の 3 MHz 幅において (ー)8dBW8dBW		
662.5MHz 以上 1,66任意の 30kHz 幅において (一)5MHz 未満58dBW665.5MHz 以上 1,67任意の 100kHz 幅において (一)5MHz 未満58dBW670.5MHz 以上 1,68任意の 300kHz 幅において (一)5MHz 未満58dBW680.5MHz 以上 1,69任意の 1 MHz 幅において (一)5MHz 未満8dBW690.5MHz 以上 12.7任意の 3 MHz 幅において (一)8dBW8dBW		58dBW
5MHz 未満58dBW665. 5MHz 以上 1, 67任意の 100kHz 幅において (ー 58dBW5MHz 未満58dBW670. 5MHz 以上 1, 68任意の 300kHz 幅において (ー 58dBW5MHz 未満58dBW680. 5MHz 以上 1, 69任意の 1 MHz 幅において (ー) 8dBW590. 5MHz 以上 12. 7住意の 3 MHz 幅において (ー)690. 5MHz 以上 12. 7住意の 3 MHz 幅において (ー)	5MHz 以上 1,	<u>任意の30kHz 幅において (ー)</u>
665. 5MHz 以上 1, 67任意の 100kHz 幅において (一 5MHz 未満佐意の 100kHz 幅において (一 58dBW670. 5MHz 以上 1, 68任意の 300kHz 幅において (一 5MHz 未満680. 5MHz 以上 1, 69任意の 1 MHz 幅において (一)5MHz 未満8dBW690. 5MHz 以上 12. 7任意の 3 MHz 幅において (一)690. 5MHz 以上 12. 7任意の 3 MHz 幅において (一)		<u>58dBW</u>
5MHz 未満58dBW670. 5MHz 以上 1, 68任意の 300kHz 幅において (ー 5MHz 未満5MHz 未満58dBW680. 5MHz 以上 1, 69任意の 1 MHz 幅において (ー)5MHz 未満8dBW690. 5MHz 以上 12. 7任意の 3 MHz 幅において (ー)8dBW8dBW	5MHz 以上 1,	
670. 5MHz 以上 1, 68任意の 300kHz 幅において (一 5MHz 未満58dBW680. 5MHz 以上 1, 69任意の 1 MHz 幅において (一) 8dBW5MHz 未満8dBW690. 5MHz 以上 12. 7任意の 3 MHz 幅において (一)64D. 5MHz 以上 12. 7任意の 3 MHz 幅において (一)	5MHz	58dBW
5MHz 未満58dBW680.5MHz 以上 1,69任意の 1 MHz 幅において (一)5MHz 未満8dBW690.5MHz 以上 12.7任意の 3 MHz 幅において (一)Hz 未満8dBW	670.5MHz 以上 1,	
680. 5MHz 以上 1, 69任意の 1 MHz 幅において (一)5MHz 未満8dBW690. 5MHz 以上 12. 7任意の 3 MHz 幅において (一)Hz 未満8dBW	5MHz	<u>58dBW</u>
5MHz 未満8dBW690.5MHz 以上 12.7任意の 3 MHz 幅において (一)Hz 未満8dBW	上 1,	1 MHz 幅において (-)
<u> </u>		8dBW
	1,690.5MHz以上12.7	3 MHz 幅において (-)
	5GHz 未満	8dBW

<u>イ</u> 高調波発射の強度の許容値は、等価等方輻射電力が(-) 38dBW 以下である値とする。

37~54 (略)

 $37 \sim 54$ (器)